

○日本育英会の第二種学資金の特例的な利率を定める方法に関する省令

平成14年7月9日

文部科学省令第34号

日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）附則第5条第1項の規定により読み替えられた同令第3条第1項の文部科学省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$R = (R_1 \times (A - B) + R_2 \times B) / A$$

この式においてR, R_1 , R_2 , A及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

R 当該月の日本育英会法（以下「法」という。）第22条第1項の第二種学資金（以下「第二種学資金」という。）に係る利率（パーセント）

R_1 当該月の第二種学資金の交付の日において日本育英会（以下「育英会」という。）が法第32条第1項の規定により財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数

R_2 育英会が法第32条第1項の規定により発行した日本育英会債券（以下「債券」という。）のうち当該月の第二種学資金の交付に充てるものの利率に相当する数（当該月の第二種学資金の交付に充てる債券の発行が2回以上あるときは、それぞれの債券の利率を、それぞれの債券の総額のうち当該第二種学資金の交付に充てる額により加重平均した利率に相当する数）

A 当該月の第二種学資金の交付に充てる額

B 育英会が法第32条第1項の規定により発行した債券の総額のうち当該月の第二種学資金の交付に充てる額

附 則

この省令は、平成15年4月1日から施行する。